

検査優先種 1 (18 種) … ①			
<b>カモ目カモ科</b>		<b>カイツブリ目カイツブリ科</b>	<b>チドリ目カモメ科</b>
ヒシクイ	コハクチョウ	カイツブリ	ユリカモメ
マガン	オオハクチョウ	カンムリカイツブリ	
シジュウカラガン	オシドリ	<b>ツル目ツル科</b>	<b>タカ目タカ科</b>
コクチョウ	ヒドリガモ	マナヅル	オジロワシ
コブハクチョウ	キンクロハジロ	ナベヅル	オオタカ
			ノスリ
			<b>ハヤブサ目ハヤブサ科</b>
			ハヤブサ

その他、重度の神経症状が観察された水鳥類

検査優先種 2 (9 種) … ②		
<b>カモ目カモ科</b>	<b>タカ目タカ科</b>	<b>フクロウ目フクロウ科</b>
マガモ	オオワシ	フクロウ
オナガガモ	クマタカ	
トモエガモ		
ホシハジロ		
スズガモ		

検査優先種 3			
<b>カモ目カモ科</b>	<b>ペリカン目サギ科</b>	<b>チドリ目カモメ科</b>	<b>フクロウ目</b>
カルガモ、コガモ等 (①、②以外全種)	アオサギ	ウミネコ、セグロ カモメ等 (①、②以外全種)	コミミズク等 (①、②以外全種)
<b>カイツブリ目カイツブリ科</b>	<b>ペリカン目トキ科</b>		<b>ハヤブサ目</b>
ハジロカイツブリ等 (①、②以外全種)	クロツラヘラサギ	<b>タカ目ミサゴ科</b>	チョウゲンボウ等 (①、②以外全種)
<b>ヨウノトリ目ヨウノトリ科</b>	<b>ツル目ツル科</b>	ミサゴ	
コウノトリ	タンチョウ等 (①、②以外全種)	<b>タカ目タカ科</b>	<b>スズメ目カラス科</b>
<b>カツオドリ目ウ科</b>	<b>ツル目クイナ科</b>	トビ等 (①、②以外全種)	ハシボソガラス
カワウ	オオバン		ハシブトガラス

#### その他の種

上記以外の鳥種すべて。

猛禽類及びカラス類以外の陸鳥類については、国内では感染例が知られておらず、海外でも感染例は多くないことから、その他の種とする。

野鳥監視重点区域においては、3 羽以上の死亡が見られた場合の他、感染確認鳥類の近くで死亡していた等、感染が疑われる状況があった場合には 1 羽でも検査対象とする。

※重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。

※検査優先種については今後の発生状況、知見の集積等により見直し、毎年シーズンの始めに環境省から通知する。シーズン中も状況に応じて追加、通知する。都道府県等は、この検査優先種を基本として地域の事情に合わせ独自の選定により適切な対応をすることを妨げない。

※検査優先種については、必ずしも感受性が高い種のみを選定しているわけではなく、発見しやすさや、海外や近縁種での感染例による予防的な選定等も含む。

※検査優先種 1 に該当しない希少種について、その希少性や生息状況等によっては、表 1 2 に示す 羽数でなくても把握をすべき場合も想定されることから、必要に応じて、地方環境事務所に相談する(地方環境事務所は必要に応じて本省野生生物課に相談して対応する。)